

佐倉市飯野台観光振興施設における指定管理者の管理に係る 管理の基準及び業務の範囲等の制定について

1 条例改正の趣旨

佐倉市飯野台観光振興施設（以下「飯野台観光振興施設」といいます。）は、昭和38年に開設した佐倉市営国民宿舎湖畔荘が老朽化により平成8年に閉鎖された後、既設のオートキャンプ場、テニスコート、宿舎跡地の広場について、観光の振興及び利用者の健康の増進に資するため、健全なレクリエーション活動の場として継続して運営することとし、平成15年に公募により決定した「印旛沼サンセットヒルズ」の愛称でご利用いただいている施設です。現在の主な事業としては、非常勤一般職の管理人と市の職員により、オートキャンプ場とテニスコートの貸出しサービスの提供を行っています。

現在、千葉県では、平成16年に策定された「観光立県ちば推進ビジョン」に基づき、観光に係る事業者及び団体と行政等が協働して豊富で多様な観光資源を活用することで、観光の振興と地域の活性化を図ることとし、各種のキャンペーンやイベント、観光情報の発信等に積極的に取り組んでいるところです。

こうした動きを背景に、佐倉市においても後期基本計画（平成18～22年度）において、観光拠点施設の充実が施策として位置付けられ、実現方策として飯野台観光振興施設のサービスの向上と利用者増を図ることが掲げられており、成果指標に利用者の満足度と収入の増加が設定されています。

したがって、市では今後、観光振興施策の目的の達成とその充実を図るため、飯野台観光振興施設のあり方についても、単に施設の場の提供にとどまることなく、印旛沼周辺の豊かな自然環境を活かした自然体験や交流等の魅力ある事業展開により、地域特性を活かした観光環境づくりを進め、更なるサービスの向上を図りたいと考えております。

また、市民による利用はもちろん、都心に近い利点を活かし、癒しを求める都市生活者等を対象とした新たな観光客の誘致についても、このような事業展開は有効なアピールになるものと考えます。

以上のことから、観光振興や自然体験等の分野に精通している民間事業者やNPO等の団体が、飯野台観光振興施設の指定管理者として管理運営を行い、その能力やノウハウを活用した事業を展開することで、施設の価値と効用を最大限まで引き出し、更なるサービスの向上と、併せて経費の節減等の効果が期待できるものと判断し、平成20年4月からの指定管理者制度の導入に当たって指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等について定めようと条例改正を行うものです。

なお、佐倉市集中改革プラン（平成17～21年度）においても、公共施設運営の合理化の観点から、飯野台観光振興施設の指定管理者制度の導入について検討を進めてきたところです。

2 条例の概要（主な改正点）

指定管理者に以下のとおり飯野台観光振興施設の管理を行わせるものとします。

（1）使用時間

オートキャンプ場及びテニスコートの使用時間は、以下のとおりとします。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、その時間を変更することができます。

[オートキャンプ場]

一泊 午前11時から翌日の午前10時30分まで

日帰り 午前11時から午後6時まで

[テニスコート]

4月1日から10月31日まで 午前7時から午後6時まで

11月1日から翌年の3月31日まで 午前8時から午後5時まで

（2）休業日

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとします。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休業日を設けることができます。

（3）指定管理者の業務の範囲

飯野台観光振興施設の施設及び設備の維持管理に関すること。

飯野台観光振興施設の施設及び設備の使用の許可に関すること。

以下の業務の実施に関すること。

ア) 利用者の健康増進及びレクリエーション活動の場の提供に関すること。

イ) 観光情報等の提供に関すること。

その他市長が必要と認める業務

（4）使用の許可

飯野台観光振興施設を使用しようとする場合は、指定管理者の許可を受けなければならないこととします。

(5) 利用料金等

オートキャンプ場及びテニスコートの使用者は、指定管理者に対し、その使用に係る料金（利用料金）を支払わなければならないこととします。利用料金の金額は、条例に定められた上限の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとします。

3 施設概要

所在地	佐倉市飯野町27番地（管理棟）
施設の概要	オートキャンプ場（37サイト） テニスコート4面 管理人室1 トイレ1 簡易トイレ1
開業日	年未年始を除く日
内容	オートキャンプ場、テニスコートの維持管理 地域の特色を活かした事業の企画

【参考】 佐倉市集中改革プランへのリンク

http://www.city.sakura.lg.jp/gyoseikanri/gyoseikanri/gyokaku/4th_gyokaku/plan/com/k079.htm